

大分県こころとからだの 相談支援センター

身体障害者
更生相談所

知的障害者
更生相談所

精神保健福祉
センター



交通の便

■大分バス 利用

のりば 大分駅前バス停5番

行き先 明確線由田尻ニュータウン行き
明確線由ふじが丘行き

下車 八幡田バス停 (徒歩10分)

のりば 大分駅前バス停5番

行き先 わさだタウン経由三愛メディカルセンター行き
わさだタウン経由富士見が丘行き
わさだタウン経由野津原公民館行き

下車 トキわさだタウンバス停 (徒歩15分)
新生支援学校前バス停 (徒歩12分)

■JR九州 利用

大分駅……………タクシー20分
敷戸駅 (豊肥線)……………タクシー10分
南大分駅 (久大線)……………タクシー15分

■高速道 利用

大分光吉IC……………車で 5分
大分IC……………車で15分

組織

所長

総務企画課

身体・知的障害相談支援課

こころの健康課

身体障害者更生相談所

知的障害者更生相談所

精神保健福祉センター

大分県こころとからだの相談支援センター

〒870-1155 大分市大字玉沢908番地 TEL (097)541-5276(代表) / FAX (097)541-6627

大分県身体障害者更生相談所
☎097-542-1209

大分県知的障害者更生相談所
☎097-542-3117

大分県精神保健福祉センター
☎097-541-5276

R7.5発行

※ホワイトロードから見える田んぼの中にある青い丸屋根の建物です。

大分県こころとからだの相談支援センター

検索



身体障害者更生相談所

補装具費や自立支援医療費(更生医療)に関する相談や判定等

補装具費や自立支援医療費(更生医療)について相談や判定を行います。
また、補装具については、市町村とともに補装具を使用している障がい者を訪問し、補装具の使用法の指導等も行います。



身体障害者手帳の交付や相談

大分市を除く県内にお住まいの方へ、身体障害者手帳の交付や相談を行います。

巡回相談会

遠方等の理由で当所に来所することや指定医師に受診することが困難な方のために、県内各地へ当所職員が赴き、身体障害者手帳に関する相談、補装具の判定、その他の相談等を行います。

知的障害者更生相談所

療育手帳の判定や交付

療育手帳の交付申請がなされた場合、心理検査などの判定を行い、その結果に基づき療育手帳を交付します。また、所定の期日が到来した際に再判定をします。

巡回相談

本人又は保護者の移動が困難等の理由で来所できない場合、個別に当所職員が赴き判定を行います。



その他業務

障害基礎年金等の手続きで判定結果が必要な場合は、証明書の発行を行います。

身体や知的な障がいがある方が、各種の相談や福祉サービスを希望する際は、市町村の障がい福祉担当課が窓口となります。更生相談所は、市町村からの依頼を受け、専門的・技術的な立場から判定を行ったり、市町村と連携のうえ、市町村では対応が困難な相談等の支援を行います。

普及啓発

障がい福祉、精神保健に関する各種リーフレット等を作成しホームページによる情報提供を行います。

教育研修及び調査研究

- 市町村、保健所、相談支援機関、福祉施設などの関係機関に対する専門的な技術支援を行います。
- 当事者の会、家族の会、嗜癖(依存症)問題に関する自助グループなどの支援を行います。
- 障がい福祉・精神保健に関する調査研究を行います。



精神保健福祉センター

心の健康や病気に関する相談、精神障がい者の社会復帰のための支援、研修、講座等の他、関係機関への専門的・技術的支援を行います。依存症、ひきこもり等の家族を対象とした学習会も開催しています。

精神保健福祉相談/来所相談(完全予約制です)

精神的疾患やこころの悩み等を抱えるご本人やその家族の相談を受けています。
来所相談の利用にあたっては、事前の予約が必要です。まずは、〈予約・相談電話〉へご相談ください。

次のようなことでお困りの方は、気軽にご相談ください。

- ☑ 精神的な病気ではないかと心配している
- ☑ 治療を継続しながらの社会復帰に向けた相談
- ☑ 気分の落ち込みや不安、心身の不調などのこころの健康づくり相談
- ☑ アルコール、ギャンブル、薬物などへの依存に関する相談
- ☑ ひきこもりに関する相談
- ☑ 物忘れなど老年期の精神保健相談
- ☑ 発達障がい、高次脳機能障がいに関する相談
- ☑ 家族を自死で亡くした方々の悲しみや悩みに関する相談

こころの電話 こころの悩み等について相談を受けています。

受付/月曜～金曜(祝日を除く) 9時～12時・13時～16時
電話番号/ 097-542-0878

Re☆スタート応援プログラム(精神科デイケア)
社会参加・社会復帰を目指すあなたを応援します。

Re=再び
☆=輝く未来を願って

対象者 精神科リハビリテーションを必要とする通所可能な概ね16歳～49歳の方
利用日 月曜・木曜・金曜
利用時間 9時30分～15時30分
利用期間 原則として、3年以内
費用 有料(各種保険、自立支援医療適用可能)



プログラム一例

	月 曜	木 曜	金 曜
午前	サークル活動 (例:スポーツクラブ、 読書、学習など)	生活向上ゼミ 就労ゼミ	疾患学習
午後	エクササイズ パソコンなど	コミュニケーションカ アップの学習	協働作業など

利用を希望される方へ

まずは一度見学においてください。
見学は月2回で完全予約制になっています。
見学日は電話でお問い合わせください。
○予約電話/ 097-541-6290

精神医療審査会の事務

精神障がい者の人権擁護と適正な医療及び保護のため、精神科病院に入院している方の入院や処遇等についての審査事務を行います。

自立支援医療費(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳の判定や交付

自立支援医療費(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳の判定事務を行い、受給者証や手帳の交付を行います。
(申請窓口は市町村です。)